

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【173】
2. 日時：令和4年5月16日 13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、
山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他11名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（シヤラグの耐震性についての計算書等）について、令和4年5月10日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【耐震基本設計方針】

- 「地震の従属事象」と「地震の独立事象」の評価における確率論的な考察について、原子炉格納容器の温度又は圧力がDBの範囲を超えるシナリオについて炉心損傷頻度を算出しているが、DBの範囲を超えるシナリオのみに限定している理由を説明すること。

【シヤラグの耐震性についての計算書】

- シヤラグの機器等の区分について、クラス1支持構造物として許容限界等を準用することの考え方を説明すること。
- コンクリート部の評価について、許容圧縮応力度ではなく許容支圧応力度による評価を適用することの考え方を説明すること。また、許容

支圧応力度の評価について、支圧面積の設定法等を含め算出過程を説明すること。

【ガンマ線遮蔽壁の耐震性についての計算書】

- ガンマ線遮蔽壁に係る耐震設計上の重要度分類を「B-1, B-2」として
いる考え方を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した
旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし